

弁護士から見た 独禁法コンプライアンス

2024年9月20日

CPRC第53回公開セミナー

独占禁止法と企業コンプライアンス

日比谷総合法律事務所
弁護士 多田 敏明

講演内容の骨子

- 遵守対象としての独禁法の特徴
- 独禁法リスクの洗い出し
 - 着眼点
- 独禁法違反によるペナルティ・リスク
 - カルテル危険領域
- 実効的プログラムガイドの活用
- カルテル・談合以外のプログラム
- プログラム構築・運用に当たっての留意点
- 今後の課題

遵守対象としての独禁法

- 独禁法の特徴
 - 事業(営業)活動そのものに対する規制(⇔コーポレート・ガバナンス)
 - ⇒事業・収益への影響が大きい
 - 幅広い規制...競争者と協調してもダメ、競争者を排除してもダメ
 - 仲良くしてもダメだし、いじめすぎてもダメ
 - さらに「排除」と「競争」の区別も難しい
 - 事業がうまくいっているときに口出しされやすい
- ⇒独禁法遵守を社内・グループ内に訴えていくと
 - 事業部門・現場からすると反感を買いやすい
 - 法務部門も企業(グループ)全体としてどこから着手するべきか悩ましい
- そもそもコンプライアンス体制とは
 - =会社経営におけるリスク管理
 - 法令違反から生じ得る種々のリスクを未然に防止・軽減する取組

独禁法リスクの洗い出し

- 経験値・体感値としての「20:80の法則」
 - 独禁法の違反行為すべてに同レベルのリスクを持つ企業はほぼない
- 独禁法リスクを抽出する際の着眼点
 - (1) 企業(事業)の業態・事業環境として違反しやすい行為類型
 - ①業態...小売⇒優越、B2B⇒カルテル、B2C⇒流通問題、受注産業⇒談合
 - ②対象商品・役務...差別化商品⇒流通問題、非差別商品⇒カルテル
 - ③市場環境・市場シェア...寡占業界⇒カルテル、高シェア⇒不公正な取引方法(20%超)・私的独占(50%超)、新規参入のある市場⇒排除型私的独占
 - (2) 執行リスク
 - ①公取の重点執行分野
 - 毎年5月末頃に「〇年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」公表
 - ②原則違法類型(カルテル・再販売価格拘束...)
 - (3) 財務リスク等(ペナルティリスク)
 - ①課徴金リスク、②その他リスク、③レピュテーションリスク

独占禁止法違反によるペナルティリスク

	入札談合	カルテル	私的独占	不公正な取引方法	
				(○)	違反から10年以内に再度違反をすると賦課される※
課徴金	◎	◎	◎	○	不当廉売 差別対価 共同ボイコット 再販売価格維持
				◎	優越的地位濫用
				×	上記以外
刑事罰	○	○	△		×
損害賠償請求	ほぼ◎	○	○		○
指名停止	◎	◎	○		○
営業停止 (建設業法等)	◎	×	×		×
補助金停止	◎	○	?		?
株主代表訴訟	○	○	○		○
排除措置命令	◎	◎	◎		◎

凡例— ◎: 不可避, ○: ケースバイケース, △: 前例なし, ×: 条文なし, ?: 取り扱い不明
 ※ 単独拒絶・差別的取扱い・抱合せ販売・排他条件付き取引・拘束条件付き取引, 取引妨害

(参考)カルテルの危険領域

【同業者間の共通認識が醸成しやすい要素】

①寡占業界

- ・競争業者数が少ないので合意・認識の一致に至りやすい

②品質の差別化が難しい分野

- ・共通の指標も持ちやすい
- ・天秤買い(複数購買)による値下げスパイラル

共通の価格・値上げ幅
を合意しやすくなる

③取引の相手方(買い手)が強い業界

競争者と連携してユ
ーザに対抗する誘惑

④素材・原料の高騰が起きている業界

- ・価格転嫁の必要性和シェア喪失の危険性との相克

競争者と利害
状況が一致

⑤同業者間の会合の存在

情報交換の場・契機

- ・事業者団体／業務提携(OEM・共同物流等)

実効的コンプラガイドの活用

- 「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」(令和5年12月)
 - カルテル・談合対応のコンプライアンス・プログラムの項目・要素を網羅
 - むしろ、大量かつ網羅的な情報をどう活用していくかが利用者側の課題
 - 目次活用・チェックリストとして活用
 - 自社の取組状況に照らしたメリハリ付け⇒できる事項・有用な事項から実施
- 予防プログラムの要諦
 - ①経営陣の遵守に向けたコミットと「見える化」
 - 経営陣の意思に反してまでカルテル・談合を行なう従業員はいない
 - ②違反行為の誤解の撲滅⇒研修・マニュアル
 - ③競争業者との接触規制
- 発見プログラムの留意点
 - 通報制度の位置づけの再検討⇒「告げ口」ではなく会社を救う制度
 - 社内監査等に対する対象部門の抵抗感
 - 疑念による監査ではなく、巻き込まれリスクの啓発と相談に乗ることが目的

分かりやすい言葉で真剣度が伝わる発信の工夫を

カルテル・談合以外のプログラム

- 2つのアプローチ... 行為規制と相談推奨
 - 原則違法型と弊害発生型との区別
- 原則違法型は行為規制
 - 再販売価格拘束⇒問題となる拘束の類型化
 - 下請法⇒ほぼ解釈が確定(講習会テキスト)⇒下請取引の判断に留意
 - 小売業の納入業者に対する典型的な優越的地位の濫用行為
 - 不当廉売?
- 弊害発生型は社内基準と相談推奨で対応
 - 例) 差別対価⇒社内で「価格乖離の範囲」をルール化
 - 市場閉鎖効果や価格維持効果の判断が必要な違反行為については、自己判断をさせず、法務部門への相談を推奨
 - 自社(グループ)で生じがちな行為の周知
 - マニュアル掲載事例の工夫

体制構築・運用に当たっての留意点

- 独禁法違反と取締役の善管注意義務違反の類型
 - ①違反行為への関与・黙認(≒故意)
 - カルテル・談合よりも優越の場合に問題となりやすい?
 - ②監視義務違反(過失)
 - ③コンプライアンス体制構築義務違反
 - 企業規模の大小、業態、事業環境を踏まえた広範な裁量が認められやすいが、実効的プログラムガイド等が参考とされる可能性もある
- 「漆塗り」の発想を
 - できるところから部分的にでも始めて、少しずつ付け足していく
- 運用の主役は法務部門・コンプライアンス部門
 - 外部弁護士...制度設計、研修講師、研修素材での役割
- 今後の課題...体制構築の寄与度の測定
 - 「曲突、薪をうつすは恩沢なく、焦頭爛額、上客となすや」

コンプラ体制によっ
て回避できたリスク
の見える化・算定

ご清聴頂き、ありがとうございました。